

綾川町学校再編整備計画

令和2年3月

綾川町教育委員会

目 次

1. 学校再編整備計画の策定までの経緯について	1
2. 学校再編整備に当たって	2
(1) 綾川町の学校規模の現状	
(2) 学校再編整備の必要性	
(3) 学校や学級の望ましい規模（基準等）	
(4) 学校施設の現状と課題	
3. 学校再編整備の基本的な考え方について	7
(1) 基本方針	
(2) 再編整備の基準	
(3) 学校再編の対象校	
4. 中学校統合の実施計画	8
(1) 統合校の位置、施設	
(2) 円滑な統合に向けた取り組み	
(3) 安全な通学への支援	
(4) 特別支援教育	
(5) 綾上中学校の跡地利用計画	
(6) 中学校統合における学校規模及び今後の推移	
5. 資料編	11
資料1 中学校の管理運営に関するアンケート調査結果	
資料2 小・中学校の児童生徒数の推移	
資料3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律【抜粋】（学級編制の標準、教職員定数等の標準）	
資料4 香川県学級編制基準	

1. 学校再編整備計画の策定までの経緯について

綾川町においても、全国的な傾向と同様に、少子化に伴い児童生徒数が減少し続けており、子どもたちの学習や学校運営等に支障が生じ始めています。

このことから綾川町教育委員会としては、小中学校の配置・再編について、これまでの児童生徒数の推移や学校施設の老朽化・耐震化の対応などについて検討してきました。

教育委員会としては、次代を担う子どもたちの教育効果を第一に考えて適正規模の学習集団を編制、学校が学校として最大限の機能を発揮できる教育環境を作り出すために、いかに学校の再編整備を進めていくかを最重要課題として捉えています。

そこで、平成21年7月24日に、委員20名で構成する「綾川町学校等再編整備検討委員会」を設置し、「綾川町立保育所，幼稚園，小学校，中学校の適正配置及び適正規模」「綾川町立保育所，幼稚園，小学校，中学校の再編整備」について、本町の望ましい教育環境の将来像について活発に議論を重ねて頂きました。そして、平成21年11月30日に同検討委員会から答申書の提出を受けました。

これを受け、町議会においては、平成22年12月に、「綾川町立学校等再編整備調査特別委員会」が設置され、以降、協議・検討を行う中で、綾上中学校の生徒数の減少に伴う、教育環境の課題が顕著となったことにより、中学校統合についての集中審議を行い、その中で教育委員会において、平成31年2月に、中学校の管理運営に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、中学校統合について、半数以上の保護者が統合すべきとの回答がありました。（資料1：「中学校の管理運営に関するアンケート調査結果」参照）

このことを踏まえ、教育委員会及び総合教育会議において協議し、中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方ならびに再編整備（統合）の具体的方策を検討するため、本学校再編整備計画を策定するものであります。

2. 学校再編整備に当たって

(1) 綾川町の中学校規模の現状

●生徒数・学級数の推移

わが国が少子高齢社会へ変化する中で、本町においても児童生徒数の減少傾向に歯止めがかからず、合併後の学校基本調査の統計では、小学校児童は平成18年のピーク時1,349人から令和元年の1,136人へ15.8%減少し、中学校生徒も同様に、平成18年のピーク時754人から令和元年の568人へ24.7%減少しました。（資料5：「小中学校の児童生徒数の推移」参照）

特に、中学校においては、綾上中学校の生徒数が、令和元年度から100人を下回り、令和元年度の生徒数はピーク時（平成18年）に比べて、綾上中学校が43.4%、綾南中は19.5%と大きく減少しました。また、この10年間では、綾上中学校が30.5%の減少、綾南中学校は13.8%の減少をみています。

学級数については、綾上中学校は、この10年間、各学年、ほぼ2学級編制でありましたが、1学級となる学年が出てきています。綾南中学校は、ほぼ4、5学級で編制されています

中学校の最近10年間の推移は次のとおりです。

■中学校の10年間の児童生徒数・学級数の推移

学校名	学年	区分	H18	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
綾上 中学校	1年	生徒数	60	41	42	40	49	39	41	46	31	35	25	
		学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	2年	生徒数	55	37	41	42	40	51	40	42	42	46	31	35
		学級数	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1
	3年	生徒数	46	53	36	41	42	41	50	40	42	42	45	31
		学級数	2	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	1
	計	生徒数	161	131	119	123	131	131	131	131	128	119	111	91
		学級数	6	5	5	6	6	6	6	5	5	5	4	3
綾南 中学校	1年	生徒数	197	159	187	161	186	180	177	162	157	149	171	
		学級数	5	4	6	5	6	6	6	6	5	5	5	5
	2年	生徒数	188	197	160	187	162	185	183	177	162	162	158	147
		学級数	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	4	4
	3年	生徒数	208	172	198	158	187	159	185	184	175	175	161	159
		学級数	6	5	5	4	5	4	5	5	5	5	5	4
	計	生徒数	593	528	545	506	535	524	545	523	494	494	468	477
		学級数	16	14	15	14	16	15	16	16	15	15	14	13

※学級数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（資料3）及び「香川県学級編制基準」（資料4）の基準による。（1年：35人、2・3年：40人）

また、現在の綾川町の中学校を規模別に分類すると、綾南中学校は適正規模であり、綾上中学校は過小規模となります。

■「これからの学校施設づくり」による学校規模の分類（昭和59年文部省資料）

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	学校統合 の場合の 適正規模	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

■本町の学校規模の現状

学校名	児童生徒数	学級数	学校規模
綾上中学校	91	3	過小規模
綾南中学校	477	13	適正規模

※学級数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（資料3）及び「香川県学級編制基準」（資料4）の基準による。（1年：35人、2・3年：40人）

(2) 学校再編整備の必要性

綾川町では、これまで児童生徒数の増加に合わせ、その時代の事情や考え方により、木造校舎を非木造（鉄筋造や鉄骨造）の校舎に切り替え、また、旧綾上町においては、複数（5校）の小学校の統合を進めてきました。

こうした中で、児童生徒数の減少によって、学級運営、部活動、運動会等の学校運営、また、地域的な活動にも支障が生じることが多いことから、学力の向上のための一層の取り組みや、子どもを含む地域活動の維持充実、老朽化した学校施設の改善など、新たな教育課題への対応が求められています。

これらの課題に的確に対応し、学校教育の充実と学習環境の確立を図るためには、児童生徒数の動向や学校施設の状況など以下の課題等を踏まえ、学校の再編整備を進める必要があります。

① 児童生徒数の減少傾向（推移）と学校力の確保

ア 集団の規模が小さくなると、子どもの多様な選択の幅が小さくなったり、切磋琢磨する機会が失われたりするなど、集団教育の良さが生かされにくくなる。

イ 教職員の配置数が減り、校務運営や子どもの指導体制にも難しさが生じるなど、学校運営に影響を及ぼすことになる。

ウ 学校の活力を維持し、子どもたちが大勢の中でいきいきとした学校生活を送れるようにするために、適正な学校規模を実現することが必要である。

エ 児童・生徒数の減少は、学校環境に大きく影響し、運営や管理面の低下も懸念される。

② 教育環境の充実

ア 子どもの学力低下への懸念、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動、規範意識や社会性の低下、家庭や地域の教育力の低下など、教育に関する様々な課題も生じており、これらに適切に対応する必要がある。

イ 学力と豊かな心をはぐくむ教育を推進するため、創意工夫した特色ある教育活動など、学校教育における新しい取組に期待が寄せられており、それを支援するための新しい教育環境の整備に期待が高まっている。

(3) 学校や学級の望ましい規模（基準等）

① 学校規模

望ましい学校規模について、学校教育法施行規則では小中学校ともに「12学級以上18学級以下を標準とする」とされています。これは、集団生活の中で互いに切磋琢磨したり、集団規範を学ぶなど、集団の教育力を生かした指導を行うことが大切であることから、ある程度の規模が必要という考え方に立ったものです。

また、1学年1学級の単学級ではクラス替えができず、人間関係が固定化し、友人関係の広がりや乏しくなること、運動会などの行事ではクラス対抗等の形式がとれないなどの問題があることから、1学年当たり2学級以上が適切であると考えられています。

なお、香川県は、「小中学校の望ましい学校規模について（指針）」（平成20年3月策定）において、中学校では9学級以上の学校規模が望ましいとしています。前述の理由に加えて、特に中学校における部活動の教育的意義や必要な部員数や指導教員が確保しづらくなっている実情も考慮すると、9学級でも十分とは言えない側面があると考えています。

子どもたちへの学校教育の充実と学習環境を確立するため、以下の観点から、適正規模の学校運営を進める必要があると考えます。

ア 法令の規定

学校規模の法令上の規定については、学校教育法施行規則第41条において適正な学校規模の条件として「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする（同規則第79条により中学校についてもこの規定を準用）」と規定されている。

各学年の学級数からすると、小学校では各学年2学級から3学級、中学校では4学級から6学級となる。

イ 学校規模による学校教育への影響

学校の小規模化あるいは大規模化は、学校教育に大きな影響を及ぼし、教育指導や学校運営において問題や課題が生じることがある。

教育指導や学校運営面での問題や課題は、基本的に児童・生徒数に起因するところが多く、小規模化が進行した場合には、それら諸問題を克服することが困難になり、児童・生徒や教職員、保護者、地域などのニーズに応じた特色ある学校づくりにも支障をきたすことになる。

ウ 学校の小規模化による影響

指導面

- ㊦ 学習形態の硬直化
- ㊧ 多面的な指導や評価の制限
- ㊨ 人間関係の固定化

運営面

- ㊦ 児童・生徒の学習や部活動等における選択幅の制限
- ㊧ 教職員の資質向上を図る機会の減少
- ㊨ 学校行事等の制限

② 学級規模

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、小中学校の1学級は40人を超えないと規定されています。昭和34年度に「50人」と定められ、昭和39年度に「45人」、昭和55年度に現行の「40人」、そして、平成23年度より、小学校1年生が「35人」に改正されています。

文部科学省の審議機関「教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議」は、今後の学級編制及び教職員配置についての最終報告を平成17年3月に出しています。それによると、学級編制については、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、全国一律の画一的な取り組みではなく、子どもたち一人ひとりを大切にし、子どもたちの学習状況などの実態や地域の実情に見合った効果的な指導が求められていることから、機動的な教職員配置をすべきであること。また、学級編制に係る学校や市町村教育委員会の権限と責任を強化し、教職員の定数については、都道府県ごとの算定から市町村ごとの算定に改めることや、学校現場での判断で、例外的措置とされてきた40人を下回る学級編制が自由に選択できるなど、より弾力的な学級編制が行えるように制度の見直しを提言しています。

このことにより、香川県での学級編制基準は、国の基準に基づき1学級40人としていますが、独自に小学校は4年生まで、中学校は1年生を35人学級編制とし、教科（国語・算数・理科）での少人数授業や小学校低学年での複数担任制など、きめ細かな指導を行うことができる香川型指導体制を推進しています。

③ 綾川町における中学校の適正規模

- ・ 中学校では、法令面やクラス替えが可能で集団競技の実施など望ましい教育活動を円滑に行うことが確保できる1学年3～6学級を適正規模とする。

(4) 学校施設の現状

町立小中学校の学校施設は、第一次ベビーブームの影響による児童生徒数の増加と全国的に進められてきた非木造校舎への増改築によって、小学校では昭和40年代から昭和50年代にかけて、また、中学校では昭和30年代に急速に整備が進められ、現在では全ての校舎、体育館が鉄筋コンクリート造の建物になっています。

令和元年5月1日現在、学校施設の建物は、小学校42棟、中学校21棟であり、そのうち、

- 主要な建物で建築後20年以上経過した建物が、小学校では38棟90.5%、中学校では14棟66.7%、
- また30年以上経過した建物は、小学校では35棟83.3%、中学校では10棟47.6%、
- さらに40年以上経過した建物は、小学校では18棟42.9%、中学校では9棟42.9%を占めています。

昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物について耐震化を図る必要があり、また、非構造部材（天井材）の落下防止対策など、これまで耐震化を進め、すべての学校の耐震化が完了いたしました。これにより、本町の学校施設の耐震化率は、令和元年5月1日現在、100%となっております。

3. 学校再編整備の基本的な考え方について

この計画策定に当たっては、特に次の観点に基づくものとする。

- ・ 学校規模の適正化は、児童生徒等にとって望ましい学習集団を形成し、よりよい学習環境を創造するものであること。
- ・ 計画内容は、地域の中での学校の役割や通学距離、通学路の安全確保に十分配慮し、保護者、地域住民の理解と協力を得ながら進める。

(1) 基本方針

中学校は、12学級以上18学級以下を望ましい学校規模とする。

小規模（11学級以下）および過少規模（5学級以下）の学校は、通学距離を考慮するとともに、少子化の進行に対して、望ましい規模となるよう学校の再編を図るものとします。

(2) 学校再編整備計画の対象校

この学校再編整備計画の対象校は、現状において教育環境の課題が顕著である綾上中学校と綾南中学校とします。

4. 綾上中学校と綾南中学校の統合の実施計画

平成21年の学校等再編整備検討委員会の答申においては、平成29年度を目途とし、保護者や地元住民に対し説明し、意見を伺った中で、地域の衰退を危惧するご意見が多くあり、検討を重ねた結果、平成27年に、1学年1学級になる前には統合を行う旨、方針を見直しいたしました。

前述した状況を踏まえ、中学校統合について、町としては、現在の綾上中学校の生徒数、学級数及び教員配置など、学習環境を考慮する中で、早急な統合を検討しなければならないと考えます。

こうした状況の中で、現在、綾上中学校が各学年とも1学級編制となり、学校運営、生徒活動等で様々な課題が生じている現状を踏まえ、2年間の準備期間を経て、**令和4年4月開校を目途**に、統合を進めてまいります。

(1) 統合校の位置、施設

統合校は、平成27年度の改築により、施設整備が充実し、学習環境の整った綾南中学校を利用し、新たな中学校を設置します。

(2) 円滑な統合に向けた取り組み

円滑な統合に向け、開校までの2年間に、両校の教職員や保護者等で組織する検討会を設置し、以下の内容について協議します。また、協議内容に応じて、生徒の代表を参加させ、統合に向け、生徒の自主的な活動を促します。

●両校の生徒、教職員の交流を深めるための方策

・両校生徒の学習交流

例：綾南中学校の施設・設備を活用して綾上中学校生徒と合同学習を実施する。

・学校行事の合同実施

体育的活動：体育祭、文化的活動：文化祭・音楽祭、宿泊を伴う活動：屋島学習・修学旅行等の行事を合同で実施するための準備を行います。

・部活動における合同活動の実施

「サッカー部」「バドミントン部」「ハンドボール部」「陸上部」「柔道部」等は、綾上中学校の生徒の加入希望があるものの、現在は、設置されていません。準備期間の2年間において、合同活動ができるような体制づくりに努めます。

・校名・校章・校歌・制服の決定

統合校にふさわしい、校名をはじめ、校歌・校章・制服などを、両校の教職員・保護者・生徒の協議を通して新たに作成します。

(3) 安全な通学への支援

現在、通学手段は、徒歩または自転車による通学を基本としており、自宅から学校まで2km以上で一定距離（概ね6km程度）の生徒については、自転車通学を認めています。し

かし、中学校統合により、統合校までの通学距離が遠距離（6 kmを超える）となる現綾上中学校区の生徒については、通学支援の対象とし、「スクールバスの運行」「遠距離通学支援制度」を検討します。

また、生徒の通学経路を点検し、街灯の設置や歩道の整備等、通学路の安全確保に努めます。

（４）特別支援

心身に障害のある生徒及び発達障害（LD・ADHD、高機能自閉症等）のある生徒に対して、障害による困難を克服するための特別支援教育を行うために必要となる特別支援教育支援員の配置を進め、専用の特別支援学級教室の整備、エレベーター、障害者用トイレ、段差解消等バリアフリーなどの環境面に配慮します。

（５）綾上中学校の跡地利用計画

綾上中学校の跡地利用については、施設の立地や敷地の広さ、建物の特性等を活かし、綾上地区の活性化につながるよう、地元とも協議しながら進めていきます。また、民間の活用も視野に入れながら利用計画を検討します。

なお、綾上中学校の敷地内にある「共同調理場」は、綾上小学校や山田こども園等における給食調理場として引き続き活用します。

（６）中学校統合における学校規模及び今後の推移

綾上中学校と綾南中学校の統合により、令和元年度の数値で、生徒数568人、16学級の中学校となり、その後も概ね同規模で推移します。（別紙参照）

(別紙)

■中学校統合による学校・学級規模の推移

学校名	学年	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
綾上 中学校	1年	生徒数	25	33	30	41	30	25	27	24	31	30
		学級数	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	2年	生徒数	35	25	33	30	41	30	25	27	24	31
		学級数	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	3年	生徒数	31	35	25	33	30	41	30	25	27	24
		学級数	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
計	生徒数	91	93	88	104	101	96	82	76	82	85	
	学級数	3	3	3	4	4	4	3	3	3	3	
綾南 中学校	1年	生徒数	171	147	156	162	148	136	190	137	154	173
		学級数	5	5	5	5	5	4	6	4	5	5
	2年	生徒数	147	169	147	156	162	148	136	190	137	154
		学級数	4	5	4	4	5	4	4	5	4	4
	3年	生徒数	159	147	169	147	156	162	148	136	190	137
		学級数	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4
計	生徒数	477	463	472	465	466	446	474	463	481	464	
	学級数	13	14	14	13	14	13	14	13	14	13	
統合 中学校	1年	生徒数	196	180	186	203	178	161	217	161	185	203
		学級数	6	6	6	6	6	5	7	5	6	6
	2年	生徒数	182	194	180	186	203	178	161	217	161	185
		学級数	5	5	5	5	6	5	5	6	5	5
	3年	生徒数	190	182	194	180	186	203	178	161	217	161
		学級数	5	5	5	5	5	6	5	5	6	5
計	生徒数	568	556	560	569	567	542	556	539	563	549	
	学級数	16	16	16	16	17	16	17	16	17	16	

※学級数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（資料3）及び「香川県学級編制基準」（資料4）の基準による。（1年：35人、2・3年：40人）

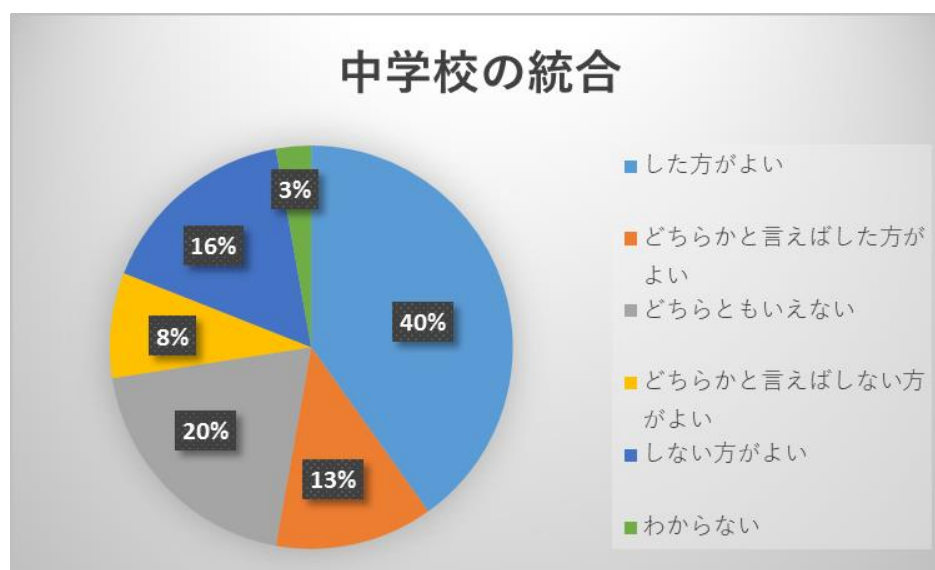
5. 資料編

(資料1) 中学校の管理運営に関するアンケート調査結果 (平成31年2月実施)

○回答率

対象者	対象者数	回答者数	回答率
保護者 (綾上小学校在籍保護者)	151	142	94.0%
児童 (綾上小学校 4～6年生)	102	100	98.0%
生徒 (綾上中学校 1・2年生)	66	62	94.0%

○中学校統合について (保護者対象)



「統合した方がよい」「どちらかと言えば統合した方がよい」は合わせて53%、
「統合しない方がよい」「どちらかと言えば統合しないほうがよい」は合わせて24%
の回答があり、生徒数の減少による学習環境への影響を不安に感じる中での回答と捉えることができる。

(資料2) 小・中学校の児童生徒数の推移

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
綾上小	270	279	263	276	282	277	272	250	247	235	225	212	195
昭和小	287	279	275	263	266	253	264	251	238	227	229	231	222
陶 小	386	385	400	390	384	369	372	349	324	318	305	303	290
滝宮小	304	294	297	316	311	316	312	335	346	340	344	345	346
羽床小	102	98	98	89	84	83	74	70	65	68	74	63	59
小学校計	1,349	1,335	1,333	1,334	1,327	1,298	1,294	1,255	1,220	1,188	1,177	1,154	1,112
綾上中	161	161	159	135	131	119	123	131	132	131	128	119	111
綾南中	593	573	558	552	528	545	506	535	524	545	523	494	468
中学校計	754	734	717	687	659	664	629	666	656	676	651	613	579

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
綾上小	191	172	178	167	156	152	147	145	143	141
昭和小	231	236	223	219	229	227	200	198	196	194
陶 小	293	293	280	288	274	271	246	244	242	240
滝宮小	355	337	363	372	372	375	362	372	374	375
羽床小	66	64	61	59	65	69	56	55	54	53
小学校計	1,136	1,102	1,105	1,105	1,096	1,094	1,011	1,014	1,009	1,003
綾上中	91	93	93	109	101	96	82	76	82	85
綾南中	477	464	480	471	466	446	474	463	481	464
中学校計	568	547	573	580	567	542	556	539	563	549

(資料3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律【抜粋】

(学級編制の標準)

第3条

学校の種類	1学級の生徒の数
小学校	40人 (第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人)
中学校	40人

(都道府県小中学校等教職員定数等の標準)

第6条及び第7条

1 教職員定数は、次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。）の合計数

学校の種類	学校規模	乗ずる数
小学校	6学級の学校	1.292
	7学級の学校	1.264
	8学級及び9学級の学校	1.249
	10学級及び11学級の学校	1.234
	12学級から15学級までの学校	1.210
中学校	3学級の学校	2.667
	4学級の学校	2.000
	5学級の学校	1.660
	6学級の学校	1.750
	7学級及び8学級の学校	1.725
	9学級から11学級までの学校	1.720
	12学級から14学級までの学校	1.570
	15学級から17学級までの学校	1.560
	18学級から20学級までの学校	1.557

※【例】(中学校)

- ・ 3学級の学校 $3 \text{学級} \times 2.667 = 8.001$ 教職員定数 9人
- ・ 15学級の学校 $15 \text{学級} \times 1.560 = 23.4$ 教職員定数 24人

(資料4) 香川県学級編制基準

学校の種類	1学級の生徒の数
小学校	40人 (第2・第3・第4学年の児童で編制する 学級にあつては、35人)
中学校	40人 (第1学年の生徒で編制する学級にあつては、35人)